

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和4年5月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、緊急に鶴ヶ島市税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日に鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久